

第三者評価結果

事業所名：ひまわり愛児園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。さらに、保育理念や保育方針、園目標に掲げているさまざまな特徴を考慮しながら主任、副主任が作成しています。全体的な計画の作成は年度末に全職員参加の職員会議にて年度の保育を振り返り、それをもとに次年度の全体的な計画を主任、副主任で話し合い、子どもたちの姿と活動内容を捉えながら適切な計画となるよう作成しています。作成した全体的な計画は年度始めの職員会議で全職員に周知しています。全体的な計画から年間指導計画を作成し、月案作成、週日案作成へと保育方針にずれがないように、子どもの姿を捉えながら計画を作成しています。定期的に全体的な計画の評価を行うことで、次の計画作成へ生かすことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 室内の環境が適切になるように、温度、湿度、換気、調光に留意しています。感染症対策にも配慮し、各保育室には、空気清浄機を設置して空間除菌や換気を行い、適切な保育環境の確保や子どもの健康維持に努めています。衛生管理については「清掃マニュアル」をもとに毎日、清掃・消毒を行っています。子どもの寝具は簡易ベットを使用し、衛生的に管理しています。各クラスでは、子どもたちの主体性と選択性を意識し、職員が話し合い、振り返り、評価し、環境面について検討しています。成長に合わせて改善が必要な際は、安全面も考慮しながら工夫し、子どもの発達、興味関心を重視した配置を柔軟に行っています。保育室は、子どもが遊びを選び取れるコーナーに玩具が設定され、手作り玩具などを置いています。さらに、子どもが落ち着いて過ごしたい時などには、子どもの気持ちに寄り添いながら過ごしています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 登園時に子どもの様子を丁寧に聞き取り、その日の子どもの姿を保育に反映しています。子どもの発達状況、家庭での環境、子どもの個人差を把握し、尊重して保育をしています。保育を行う上で大切にすることを職員会議や昼礼で話し合い、改善につなげています。個人面談を通じて家庭の育児方針も尊重し、個人差を踏まえた上で子どもの生活を24時間と捉え、家庭との連続性を意識しています。職員会議では、一人ひとりの発達状況の共有や家庭への支援について話し合い、保育計画へ反映しています。園内研修では、子どもへの声のかけ方や接し方について学び合っています。子どもへの言葉がけについて、急かす言葉にならないよう意識し、次の行動が楽しくなるような言葉がけを心がけています。集団生活の中では、常に個を意識し、子ども一人ひとりに目を向け、ストレスに感じないよう、職員が常にゆったりとした気持ちで子どもの気持ちに向き合うよう努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 基本的な生活習慣の習得では、入園時や日々の家庭での情報を丁寧に聞き取り、一人ひとりの発達状況や興味・関心に合わせて食事やトイレトレーニング、持ち物の管理などを進めていけるようにしています。身の回りのことや基本的な生活習慣が身につくよう、子どもの気持ちに寄り添い、子どものやりたい意欲を大切にしています。さらに、自分でできた時の達成感が得られるような援助へつながるよう、見守る姿勢を大切にしています。個々の体調や発達に配慮しながら午前寝をするなど活動と休息のバランスを保つようにしています。トイレトレーニングを行うクラスでは、個々の排泄を把握し、一人ひとりの排泄の間隔をつかみ、日中の過ごし方を職員間で共有し合い、声かけを行っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 戸外活動が多く、豊かな自然に触れる体験を通じて季節を感じたり、社会的なルールを学ぶ機会としています。子どもが主体的、自発的に遊べるように興味・関心や発達に合わせた玩具や室内外や季節に合わせた環境を整えています。玩具や絵本も子ども自身が選べられるよう環境設定しており、子どもたちの主体性を大切にしています。戸外活動で歩くことを楽しんだり、行き交う人々と挨拶をしたり、アップダウンのある道を歩き、しっかりした歩行にもつながっています。幼児クラスでは、しっぽとりゲーム、ドッチボール、フールツバスケットなどルールのある遊びを楽しんでいます。地域との関係も大切にしており、近隣の警察署、消防署、八百屋、肉屋へ勤労感謝の日に子どもたちの手作り作品を渡し、日頃の感謝の気持ちを伝える取り組みをしています。さらに、年長児は保育室前に、卒園までの目標と制作物を掲示し、年間を通して目標達成に向け、個々に取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児クラスでは、子どもの情緒の安定を図りながら保育士と愛着関係を形成し、一人ひとりの子どもの状態に応じて心地よく生活ができるよう丁寧に関わっています。さらに、長時間過ごすことに配慮し、適した環境の中で安心して保育士の応答的な関わりの中で興味・関心を持ち、生活と遊びができるような声かけや見守りを行っています。一人ひとりの子どもが安心して過ごせるよう連絡帳や登園時に保護者と口頭での連絡を密に行い、生活リズムを把握しながら職員の関わりや動きに配慮しています。おむつ替えや着替いで1対1の関わりを大切な時間と捉え言葉と動作を合わせながら丁寧な言葉かけをしながら行っています。玩具は発達段階に応じて手作り玩具などを用意し、子どもたちの興味・関心につなげています。子どもの様子がわかるように連絡帳へ細かく記入したり、口頭で伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1歳以上3歳児未満児は、個別の指導計画を毎月作成し、子どもの状況に合わせた保育を実施しています。子どもの発達状況を把握し、自発性、主体性を大切にし、個々の興味に合わせた活動が十分行えるよう、人的、物的環境に配慮しています。子どもが主体的に遊べるように職員間で連携し、子どもの主張や意欲を受け止め、援助しすぎることのないよう、子どもの気持ちを尊重して見守っています。一人ひとりの発達状況や家庭からの連絡等を昼礼や職員会議などで職員間で共有し、安全面や気持ちの受け止めなどへ配慮しています。歩行が確立する時期の安全面への配慮など、発達に応じて子どもの探索活動を見守っています。さらに、子ども同士のぶつかりあいの際は、保育者が仲立ちや代弁をすることで、お互いの気持ちが理解できるような働きかけをしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児以上の保育では、各年齢の保育計画を作成し、子どもの発達に合わせて見通しを持った保育を行っています。3歳児では、集団での活動にルールや役割のある遊びを取り入れています。また、保護者へ季節の制作物や絵画を渡し、家庭で綴じ込んでもらい、子どもの作品を通じて1年間の成長を確認できるような取組を行っています。4歳児では、一斉活動を通して、集団での活動の楽しさ、達成感を味わえるような遊びを行っています。5歳児では、話し合いの場を設け、子どもたちが活動内容や行事を決めるなど協同的な活動を意識しています。子ども同士のぶつかりあいでは、保育者が仲裁や判断するのではなく、子ども自身がその時々のお気持ちに折り合いをつけられるよう経験を重ねることを大切にし、お互いの気持ちを理解できるように子どもの気持ちに寄り添っています。就学先との連携は、保育要録の送付以外にも小学校からの電話や見学で様子を伝えるなどしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 重要事項説明書に「障害児保育について」明記しており、入園時に保護者に伝えています。園舎は、段差をなくしたバリアフリー構造となっており、多機能トイレを備えています。配慮が必要な子どもに対しては、子どもに合わせた支援が行えるよう、個別の年間指導計画を作成しています。地域療育センターなどの巡回相談を通じて子どもの状況に応じた援助方法を相談し、確認し、支援しています。また、療育での様子などを保護者から聞き取り、子どもにとって同じ関わりができるよう職員で共有しています。保護者とは、登降園時のやり取りのほか、随時面談を行うなどしています。職員は、障害のある子どもの保育に関する外部研修に参加して研修内容を職員会議で伝え、学び合っています。園の保護者へ障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝える取組が期待されます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 月間の保育計画の中に長時間保育について、子どもへの配慮事項が明記されています。保育時間の長い子どもの引き継ぎでは、職員間での口頭伝達や「連絡ボード」を用いて保護者へ伝達漏れのないようにしています。延長保育では、子どもの状況に合わせて、担当職員が安全面に配慮しながら臨機応変に活動内容を工夫しています。朝や夕方は、異年齢保育になることが多いこともあり、少人数に分けて過ごせるよう配慮しています。長時間を心地よく過ごせるよう、環境の見直しをその都度行っています。日中の年齢の活動を考慮しながら、子どもの状況や興味関心、年齢、体力面に応じ、ゆったり過ごせるよう配慮しています。長時間保育についての計画が、全体的な計画・各年齢別の年間計画に記載されていません。次年度に向けて長時間保育についての総合的な計画を作成することが期待されます。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 5歳児の年間指導計画には、「小学校との接続」として、「幼児期までに育てほしい姿10項目」を記載しています。小学校へは、郵送している保育要録をもとに引き継ぎ内容の伝達を行い、就学後も切れ目のない子どもの成長につなげています。就学への見通しを持って、保護者には、年2回の個人面談や懇談会の機会に就学に向けた話などを行っています。子どもへの取組としては、就学前健診を目安に生活の中に小学校生活での要素を少しずつ取り入れて不安軽減を図っています。就学に向けて、ひらがなの練習や時計を見て時間を意識できるようにしています。また、年明けから午睡を無くし、昼食時間も小学校に合わせた時間で提供を行い、小学校生活への移行がスムーズにできるよう取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理には、「保健衛生マニュアル」に基づき一人ひとりの健康管理を行っています。保護者へは、入園時に一人ひとりの健康カードへ健康状態、既往歴などの記入を依頼し、提出後に全職員で共有しています。日々の子どもの体調の変化、怪我などの健康状態について連絡ボード表に記入し、担当の職員以外でも送迎時に保護者に正確に伝えられるようにしています。園では、園長、主任、副主任が中心となり「年間保健計画」を作成しており、園児の健康増進、感染症予防等の取組を行っています。毎月園だよりの裏面に、保健についての内容を記載し、季節に合わせた保健内容や感染症内容、予防について詳しく記載して保護者へ配布しています。午睡時にSIDSチェック表を用いて0歳児5分毎、1歳児10分毎に触診し、ブレスチェックを行っています。乳幼児突然死症候群情報は、重要事項説明書へ記載し、入園前に説明を行っています。今後は、ポスターの掲示などでも注意喚起をすることが期待されます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全園児に対して年2回、園医による健康診断と歯科健診を実施し、健康状態を把握しています。健診結果は児童表へ記録し、保護者へは、結果表に記入して報告しています。健康診断のお知らせは、園だよりや受診1週間前にメール配信でお知らせし、できる限り受診するようにしています。健診結果により、必要に応じて受診を促しています。職員間でも子どもの健康、健診内容を把握しています。日々の保育の中で、絵本、紙芝居等を通じて、子ども自身が健康に関心をもち、口腔内を清潔に保ち、虫歯予防や風邪予防等へ自ら気をつけるよう丁寧に指導しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対しては、入園前面談で園長、主任、栄養士同席の上、細かな聞き取りを行い同意書を受領しています。アレルギーのある子どもに対しては、横浜市が策定する「保育園における食物アレルギー対応マニュアル」をもとに園のアレルギー対応マニュアルを策定し、対応しています。医師の診断と共に「生活管理指導票」を提出してもらい、アレルギーのある子どもの除去等についてを一覧にまとめ、全職員で共有して事故予防につなげています。食事の提供については、毎日、登園の可否を調理室へ伝え、除去食材を確認しています。給食は、職員が調理室へ取りに行き、栄養士と保育士でチェックを行い、誤配膳がないように徹底しています。アレルギーのある子どもの食器は色分けし、専用トレイを使用し、名前カードが添えられた状態で給食室から運ばれます。該当食材に限らず、じんましん等の症状が出た時や急変した際の対応について緊急時対応フローチャートを全クラスに掲示し、対応する仕組みがあります。職員は、園内研修や外部研修でアレルギーに関する研修を受講し、研修後に研修報告を行い、全職員で共有し、知識を深めています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 食育年間計画に基づき、栄養士と連携して子どもの状況に合わせた食事を提供しています。職員は、子ども一人ひとりの食事量、好みを把握し、楽しく、美味しく食べられるよう優しく声かけしています。家庭での食事内容を把握したり、園での献立をサンプルケースで紹介するなどの取組を行っています。園庭の畑でさつまいも、菜の花など季節の野菜を栽培し、成長の過程を知り、収穫を行うことで食への興味、関心へつなげています。子どもたちは、栽培した野菜を食べたり、クッキングしたりすることで苦手な野菜が食べられるきっかけになっています。0歳児クラスの離乳食では、食材の形状、柔らかさなど家庭と確認を取り合い、子どもの発達や個々の咀嚼に合わせて次の段階へ移行しています。自分で食べようとする意欲を育むことを大切にしているため、手づかみ食べに重点を置き、ご飯は球状にしたり、野菜をスティック状にするなど、掴みやすさに配慮しています。子どもが食事を楽しめるようさまざまな工夫や取組をしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 離乳食の子どもは、体調やお腹の状態を保護者と確認し合い食事を提供しています。また、初めて口にする食材はまず家庭で食べてから園で提供するようにしており、慎重な対応を行っています。昼礼では、前日のおやつと当日の昼食の喫食状況を報告しています。給食会議は月1回行われ、子どもの喫食状況や献立について振り返りや次月の献立に反映しています。毎月「給食だより」を発行し、旬の食材の紹介や行事食の由来、郷土料理について伝えています。さらに、旬の食材を使い行事に合わせた食の提供を行うことで、食事からも季節を感じられるようにしています。毎月の行事食や誕生日食を提供し、子どもたちが食を楽しむ工夫をしています。食育活動では、各クラスごとにうどんの材料を足踏みし、手作りうどんを作り、調理してもらう体験を行いました。作ることから出来上がり、食べるまでの一連の工程を楽しみました。卒園児へは、リクエストメニューを取り入れ、栄養士と一緒に食べる機会を設けています。衛生マニュアルが整備されており、子どもが安心して食事ができるよう衛生管理を行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では、個人別の連絡ノートで家庭と園の様子を伝え合っています。1日の様子については、保護者へ送迎時に口頭で伝達し、担当職員が不在の場合は登降園ボード表をもとに伝えています。担任が会えない時や引き継ぎ事項が少ない時は、遅番の目で見たと遊んだり友だちとのやり取りなど、その時の姿を伝えるよう努めています。クラスだよりには、毎月の保育の意図を伝え、そこから子どもの姿が見えてくるように促してしています。保育内容は、クラスだより以外でも保護者懇談会で伝えるなどして保護者の理解を深めています。行事内容は、各年齢に合った活動を取り入れ、子どもの成長を保護者と喜び、共感できるように努めています。さらに、保育での子どもの姿の写真を撮り、保護者限定のネットで公開して保護者と子どもの成長を共有しています。個人面談で聞き取った内容を記録しており、職員と共有して面談後も家庭支援や保育に生かしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 登降園の際に職員から声がけに努め、積極的に挨拶を交わし、コミュニケーションを図っています。子どもの様子を伝えるだけでなく、保護者からの話を聞くことを大切にしています。登降園時に話さきれない時は、連絡ノートの活用や後日改めて話す機会を設けるなどして、保護者の不安、心配の軽減に努めています。家庭の事情により、急な延長保育等の要望には柔軟に対応しています。通常の個人面談以外でも保護者の要望により、面談ができるように配慮しています。栄養士が配置されており、子どもの食事状況などの相談は専門職の直接の支援を受けられることで保護者の安心につながっています。担当の職員が保護者の相談を受けた時は、主任、園長等が助言できるように体制を整えています。相談内容は昼礼や職員会議で共有し、適切な支援につなげています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 虐待等の権利侵害について日々の子どもの様子や会話に注視し見逃さないようにしています。毎日の着替えや身体測定の際に観察を行い、早期発見に努めています。登園時の会話や子ども、保護者の様子などから感じ取れるような虐待の兆候があった時は、職員間で情報共有するとともに、保護者へ声をかけるなどして個人面談につなげています。さらに、些細なことでも昼礼を通じて報告し、全職員が共有しています。虐待防止のため、普段からの保護者との信頼関係の構築に心がけ、園だよりなどで虐待についての内容を伝える等の取組を行っています。虐待が発生したときは、園長、主任へ報し、確認後に関係機関に連絡して対応することとしています。職員は「虐待防止対応マニュアル」について園内研修を実施し、虐待に対する知識、対応についての理解を深めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員は週案、月案を基にクラス会議、担任会議等の話し合いを通じて、保育実践の振り返りをしています。年に1回、非常勤職員、厨房職員も含めた全職員が「保育士の自己評価」を行っています。保育理念の理解、子どもの発達援助に関しては養護、健康、食事、人間関係、環境、言葉、表現、乳児保育、長時間延長保育、障がい児保育、保護者支援、クラス連携、資質向上、計画策定等々の多数の項目ごとに10以上の質問があり、1~4点で自己評価する様式になっています。さらに取り組んだ内容や気づき、工夫を記入しています。自己評価の内容に応じて職員自らが課題とするテーマを園内研修で発表しています。これにより互いに学び合い、意識の向上につながっています。「保育士の自己評価」とあわせて「保育所の自己評価」を副主任以上が行っています。「保育士の自己評価」と「保育所の自己評価」の結果を集計して、「園の自己評価」を公表しています。</p>	